### No.39

http://tokatsu-law.com/

2019年 夏号

埋立て開始前の辺野古(2013年7月)

### 東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲 田 弁護士 美穂子 福 富 雅 弁護士 鵉 弁護士 みなえ 宗 弁護士 萩 原 平 弁護士 長 浜 弁護士 藤 吉 彬 Ш 弁護士 小 款 冨 事務局長  $\blacksquare$ 雄 世のでは、 大に学び、議論していきましょう。 世の権力者が国民の不安を煽り、自ら意図する方向に誘導する手法は古くから用いられてきる方向に誘導する手法は古くから用いられてきる方向に誘導する手法は古くから用いられてきる方向に誘導する手法は古くから用いられてきる方向に誘導する手法は古くから用いられてきる方向に誘導する手法は古くから用いられてきる方向に誘導する手法は古くから用いられたものにないようにしなければなりません。

ごあいさつ

蓄える必要があるとの内容です。

大雑把な収入

を掲げて将来の不安を煽り、

国民の貯蓄

金融庁の報告書が大きく取り沙汰されていま

老後に備えて数千万円を自助努力によって

発 行 / 東葛総合法律事務所 編集責任者 / 宗 みなえ 〒271-0092 千葉県松戸市松戸1281-29 松戸東洋ビル5階

事務局員一同



シリーズ No.13

憲法を考える 問題と

心が痛みます。 した沖縄辺野古新基地建設。 土地が軟弱地盤で工期や費用が見通せないという新たな問題も発覚 刻 刻と自然が破壊されていることにも

この問題を憲法の視点で読み解くと……。

め立てられているんだよね。 も綺麗だったなぁ。でも、 行ったんだ。青い空と海、 ンが住むっていう辺野古の海が埋 熊さん この前、 沖縄旅行に ジュゴ とって

立てて新基地を作ろうとしている 基地返還の代わりに辺野古を埋め 八っつぁん 政府は米軍普天間

には基地がたくさんあると聞いた 熊 でも、それでなくても沖縄

沖縄県は日本国土面積の約

麗な海を埋め立てて作るって、地 また新しく基地を作る、 に集中しているんだ。 にある米軍基地の約70%が沖縄県 6%しかないんだけど、日本 えっ、そんなに! しかも綺 そこに

元の人は怒るよね。

も考えることは同じだね。 たそうだから、どこの国の権力者 地元北京の軍隊以外の警備隊だっ 民に向けて武力弾圧を行ったのは よ。中国の天安門事件の時も、 ない警察官を動員しているようだ りきれないから、わざと地元民で む沖縄のおばあたちに冷酷にな だ。沖縄県警の警察官だと座り込 人々を力ずくで排除しているん が派遣されて基地建設に抗議する で東京や千葉からも多くの警察官 を続けているけれど、政府の意向 地工事現場近くに座り込んで抗議 地元の人たちは、 辺野古基

聞いたけど。 建設について住民投票をしたとも 沖縄県では、辺野古新基地

> 問う住民投票があったんだ。投票 設のための埋立てについて賛否を だったんだよ。 総数のうち七割以上が「反対」

> > るよ。憲法の地方自治の趣旨から

まさに国家権力の暴走に見え

辺野古新基地建設の強行

したら県民投票の結果は国政でも

最大限尊重されるべきだよね。

して基地負担を押しつけること

また、沖縄県民の民意に反

憲法で定める個人の尊重(13

(14条) の趣

とを保障するものなんだ。

じゃないの。 の「辺野古新基地を拒否する」っ するって、憲法の精神に反するん だって言っているものをゴリ押し て明らかな意思表示だよね。 それって、沖縄県の人たち

条団体自治)地方の政治を行うこ 国から独立した組織により(同94 ぎることによって国家権力が暴走 に基づいて(憲法93条住民自治) しないように、住民が自らの意思 つまり中央政府の力が強くなり過 めがある。これは、中央集権化、 ハ 憲法には 「地方自治」の定



ジュゴンの海を守ることは、沖縄だけの問題

今年の2月2日に新基地建

じゃないの。 て、もっと世論が大騒ぎになるん 沖縄県以外でしたら大問題になっ 酷い話だね。こんなこと、

旨にも反するよ。 条)や法の下の平等

要があるよ。 のではないか、 ているのではないか、 縄の問題だから」と無関心になっ 八 そう。私たちは「基地は沖 と真剣に考える必 沖縄差別な

(本文・イラスト/当事務所憲法委員会)

それぞれの集約本部に送付 封させていただきました、 ます。 いたしましたのでお礼かた の署名をいただきました。 器廃絶国際署名に429筆 万人署名に365筆、核兵 署名につきまして3、000 がたご報告させていただき 前号の「カッとび」に同



## アスベスト訴訟

# 国は10連敗、責任を認めよ



みなえ

続け、 だったある原告は、入院中の病室 むと陸上にいながら常に溺れるよ を発見されました。 這ったような姿で絶命しているの 助けを求めて病室の床を入口まで で毎夜「苦しい、苦しい」と訴え うな苦しさに苛まれます。石綿肺 石綿肺という病気は、病状が進 ある朝、苦しさのあまり

る原告は、胸膜ごと片肺を全摘出 法がありません。中皮腫だったあ 若さで亡くなりました。 生の子ども2人を残して四十代の る悪性腫瘍で、未だに有効な治療 しましたが、腹膜に転移し、 中皮腫は、胸膜や腹膜に発生す 小学

ベスト(石綿)に曝露したために、 建築材料に使用されていたアス 肺ガン、 中皮腫といった

> 東京地裁)で、全国の建設アスベ スト訴訟。ちょうど1年前のカッ 損害賠償を求めている建設アスベ てきた石綿建材企業を相手として 進し適切に規制してこなかった国 さんたちが、石綿建材の使用を促 とびでは、 告なしに石綿建材を製造・販売し と、危険性を知りながら適切な警 石綿関連疾患を発症した建設職 東京高裁の判決(一審



賠償責任を負わせるかという違い 販売して利益を得ていた企業に賠 はあるものの、 一方、石綿建材企業の責任につ 裁判所ごとにどの企業に 危険な石綿建材を

報告をしました。 事業主に対する国の賠償責任を認 める画期的な判断がなされたとの スト訴訟で初めて一人親方・零細

のです。建設アスベスト訴訟にお ず、労働法制上は「労働者」とみ 設職人に対する国の責任のみなら 認められてきた労働者であった建 京地裁判決から数えて、これで国 の全面敗訴でしたが、2番目の東 で最初に出た横浜地裁判決は原告 の到達点ともいえる判決が言い渡 なったと言ってよいでしょう。 ける国の責任は揺るぎないものと に対する責任をも認められている なされない一人親方や零細事業主 前述の東京地裁判決から一貫して 直近に出た3つの高裁判決では は10連敗となりました。しかも されました。建設アスベスト訴 までの建設アスベスト訴訟の一種 の賠償責任も認めるという、これ に対する賠償責任も石綿建材企業 大阪地裁)にて、国の一人親方等 9月20日に同じく大阪高裁(一審 大阪高裁 (一審京都地裁)、 その後、 2018年8月31 同年

ります。 償させるという流れはできつつあ

です。 かかります。そもそも、 しなくてはならず、手間も時間も だと、全ての被災者が裁判を提起 司法解決方式に持ち込むことを目 たら最高裁基準で支払う、という 決が出たらその基準で原告らに賠 国は最高裁まで争い、最高裁で判 ても迅速で適切な補償が受けられ とによって、石綿関連疾患に罹患 することです。基金制度を作るこ や弁護団が最終的に求めているの にかかっているのですが、原告ら するというのは裁判所の無駄遣い り、争いのない事件を裁判で処理 いうのは紛争を解決する場所であ 論んでいます。しかし、この方法 いても同様に裁判を起こしてくれ 償金を支払う、今後の被災者につ る、そのような社会が目標です した建設職人が裁判に訴えなく 合って被害者補償基金制度を創設 現在、4つの高裁判決が最高裁 国と石綿企業が資金を出し 裁判所と

て下さい。 向けた動きが加速します。 制度創設など、問題の全面解決に 訟。今後は最高裁判決や補償基金 定されている建設アスベスト訴 今年11月には福岡高裁判決が予 注目し

遺言

〇×で答えてくださいね。

### 変わりました 相続法!

第1問 改正前の相続法では、自筆 証書遺言は例外なく、すべての内容 を手書きする必要があったが、改正 後は、全文をパソコンで作成した遺 言書でも有効となった。

第2問 2019年1月1日に、相続 法改正を見越して、財産目録をパソ コンで作成し、署名押印した遺言書 を作成していた。この遺言は、有効 である。

第3問 自筆証書遺言と公正証書 遺言がある場合には、常に、公正証 書遺言の内容が優先される。



1093人であり、2017年に 日本に滞在する外国人は273万 法務省によれば昨年末における

彬 藤吉

お話したいと思います。 特に収容の問題について少しだけ そんな日本に住む外国人の問題 去最高となっています。 今回 は

比べ16万9245人も増加し、

调

外国

過酷な入管収

更新手続を忘れてしまい期限が過 異なるものです。 る退去強制事由というのは、 います。この収容される原因とな ことができるという立場をとって 個別の事情に関係なく、収容する あると入管が判断した場合には ないなどの退去を強制する事由が は、全件収容主義と言い、ビザが 所、出入国管理局(いわゆる入管 人や強盗とかいった犯罪とは全く 外国人の出入国を管理する役 例えば、ビザの

ぎてしまったとか、そんな事でも 退去強制事由に該当してしまいま

017年6月末時点において被収 いう解放されるための手段もあり は704名に上ります。 たって継続して収容されている方 のうち6か月以上という長期にわ 容者の数は1494名であり、 おり、法務省の資料によれば、 くいつまでも収容できると考えて 方もいます。しかも入管は期限な を受けられずに亡くなってしまう ような厳しい場所です。医療 な措置も十分でなく、適切な医療 そうして収容される先の収容所 「刑務所のよう」と言われる 仮放免と 2 そ

現在の日本で実際に起きてい

叫ばれる今だからこそ、考えてみ 害について、外国人の受け入れが の状況は、まさに人権侵害です。 殺未遂は後を絶ちません。これら りに過酷で、被収容者の自殺や自 国が困難な方も多いのです。 活の基盤がないなどの理由で、 加減」次第な状況です。それだっ が認めるかは実際には入管の「匙 る、外国人に対する深刻な人権侵 本に何十年も住んで日本にしか生 いるかもしれません。しかし、 たら母国に帰ればいいという人も ますが、どのような場合に仮放免

あま 帰

 $\Box$ 

http://www.jlnr.jp/index.htm 会議HPをご参照ください。 詳しくは、全国難民弁護団連絡

講師派遣いたします

(担当 冨田

話にてご連絡ください。 せ、ご要望はお気軽に電 講師派遣のお問い合わ

制度などの勉強会を開

憲法・相続・遺言・

後見

ませんか。

4

ませんか。



布川国賠 県と国 に勝訴 福富 美穂子

うな、大きなため息が法廷を包み 連帯して」と口を開いた瞬間、 間を経て迎えた2019年5月27 任をも認め、7600万円を超え 判所は、茨城県と国、いずれの青 の顔にも笑みが浮かびました。裁 込み、緊張の面持ちだった弁護団 裁判長が「被告らは、原告に対し、 傍聴人が固唾を飲んで見守る中 日の判決言渡日。大法廷で満員の だった青年も、65歳になっていま す。不当に逮捕された当時20 となってちょうど45年後のことで 所に提起しました。えん罪被害者 国家賠償請求訴訟を東京地方裁判 全面勝訴の瞬間です。 る賠償を命じたのです。櫻井さん 堵とも喜びとも感動とも言えるよ した。それから約6年半の審理期 20-2年11月12日、 茨城県と国を被告として 櫻井昌司

もう一つは公判(裁判) 為は、大きく分けて二つあります) 一つは、捜査段階での違法行為 裁判所が認めた県と国の違法行 中の違法

行為です。

官は、 櫻井さんを「誘導」するようなや などしたのです。また、時には を見たという人がいる」と告げる もいないにもかかわらず、「お前 んを見たなどという目撃者は一人 本当は、事件現場において櫻井さ を告げて自白を引き出しました。 中で、櫻井さんに「虚偽の事実 る取り調べを行いましたが、その 1 連日、櫻井さんに自白を迫 櫻井さんを逮捕した警察



取ったのです。再審請求審になっ り返し証言し、その証拠を無 かかわらず、法廷で「ない」と繰 を録音したテープ)があったにも 要な証拠(櫻井さんの自白の様子 罪・無罪を判断するのに非常に重 て出廷した警察官が、法廷で「偽 ついても、国賠法上の「違法」 この警察官の法廷での「偽証」に ので、櫻井さんの自白の信用性を 集痕等の残る不自然極まりないも てから出てきたこのテープは、編 ものにしたまま有罪判決をかすめ 証」をしたのです。櫻井さんの有 とどまりませんでした。証人とし たことが明らかになっています。 大きく揺るがすような証拠であ

断です。櫻井さんは、 検察官の証拠開示義務に関する判 「画期的」と評価できる点は、 さらに、今回の判決で最 検察官が無

罪されたのです。 調べであって、違法である」と断 念上相当とされる範囲を超えた取 ですが、これらの行為が「社会诵 手この手で自白を強要した警察官 嘘をついたり、誘導したり、あの りとりの末に自白をさせました。

れを法廷に提出せず、

隠していた

罪方向の証拠を持っているのにこ

為であると認定されました。 警察官の嘘は、 捜査中に

であるとしたのです。

れを開示しなかったことは「違法 が開示を求めた証拠について、こ う」とし、刑事裁判の中で弁護人 ついては、被告人に有利不利を問 及ぼす可能性が明白であるものに 証拠のうち、裁判の結果に影響を べきであるから、検察官の手持ち する職責を負っているものという 者として、事実の真相を明らかに け止め、「検察官は、公益の代表 この櫻井さんの訴えを正面から受 く訴えていました。今回の判決は、 検察官の対応は許されないと、強 ことで有罪になった、そのような

わず、法廷に提出すべき義務を負

闘いに向けて準備を開始していま も気を引き締めて、これからの 例がないということであって、保 す。画期的判決ということは、 防が繰り広げられることになりま なりました。今後は東京高裁で攻 守的な裁判官がこれを維持するの ため、闘いはまだまだ続くことに お願いいたします。 か否か、油断は禁物です。弁護団 画期的な判決への喜びもつかの 引き続き、ご支援をよろしく 茨城県、国、ともに控訴した 前

### 遺言

では、答え合わせです。

### 第1問 ×

今回の相続法の改正で、手書きせずとも よくなったのは、「財産目録」についての みです。財産目録以外の部分はこれまで通 り全て手書きでなければなりません。財産 目録部分についても、ページ毎に署名押印 が必要ですので注意してください。

### 第2問

この方式の遺言書が有効であるのは、 改正法施行日である2019年1月13日以 降に作成されたもののみです。有効無効 は作成日によりますので、ご注意ください。

### 第3問

遺言書の内容は、より新しい遺言書の内 容が優先されます。そのため、公正証書遺 言よりも自筆証書遺言の方が新しいもの であれば、自筆証書遺言の内容が優先さ れます。



おり、心が痛みます。

この間、

い海が現在着々と埋め立てられて は辺野古でした。表紙写真の美し

記

今回の憲法記事

松江城を中心に、宍道湖から流れ 約1年間学んだ土地です。 市街地には、国宝に指定された 私が司法修習で

島根県松江市、

私の ゆかりの地 秋原 得誉 弁護士

ことを昨日のように思い出します。 隣の出雲神社に何回も足を運んだ 当時独り身であったことから、お のどぐろの味は忘れられません。 担当弁護士に食べさせてもらった お任せします。 海の幸もとても美味しく、

加しました! の市民大会が行われており、 と共にチームでエントリーし、 修習生仲間と裁判所職員、 レガッタ(数人で漕ぐボート競技) るのも頷ける風情のある街です。 が残っています。水の都と呼ばれ に出てくるような昔ながらの風景 てくる水路が通っており、 市街地に流れている川で、 結果は…ご想像に 裁判官 私も 毎年

後葛総合法律事務所 友の会

友の会40周年記念行

さんの講演会は、予想 本年2月2日の孫崎享 事の最後を締めくくる

回の憲法学習会、親睦バス旅行な きました。 いただき、 を上回る194名もの方にご来場 新年度を迎えた4月からも、2 成功を収めることがで

んなところでした。 がゆったりと流れており、 た何かを思い出させてくれる、 代において私たちが忘れてしまっ 合理性やスピードが重視される現 何事も

島根では、

人が皆温かく、

でご連絡ください。

(担当・村山)

ます。ご興味のある方は事務所ま

## 1世紀の戦争と平和

孫崎さんを囲んで(2月孫崎享講演会)

### 今後の予定

どを開催し、精力的に活動してい

### ●原水爆禁止

### 2019年 世界大会報告会

日程:8月29日(木) : 松戸市民会館201会議室

### 第45回ためになる講座 「フィールドワーク」

日程:10月19日(土) 場所:第五福竜丸展示館

日程:12月5日(木) 会場:柏日本閣

増ページでお送りしました。 スベスト事件の判決が続きました 『カッとび』はいつもより 布川国賠事件や建設ア

(SO)